

**令和 7 年度 選択型福利厚生（兼宿泊保養施設利用補助）事業
「瀬戸内国際芸術祭 2025 作品鑑賞パスポート助成」実施要領**

1 事業内容

会員が瀬戸内国際芸術祭 2025 の作品鑑賞パスポートを購入した場合に、支払った代金の一部を補助する。

2 補助額

作品鑑賞パスポート 1 枚につき 1,000 円、会員 1 人につき 4 枚（4 枚×1,000 円＝4,000 円）まで、補助金を支給する。

3 請求手続き等

- （1）補助金の請求は、「令和 7 年度 瀬戸内国際芸術祭作品鑑賞パスポート助成金請求書」に必要事項を記入のうえ、パスポート代金であることを明記した領収書原本（会員氏名、購入枚数、領収金額、発行者及び発行日が記載されたもの）を添付し、理事長に提出する。
- （2）特別早割及び前売り引換券は、原本をパスポートと引き換えるため写しの添付を可とする。
- （3）アプリで購入するデジタルパスポートは、購入確認メールの画面を出力して提出する。
- （4）請求期間は令和 8 年 3 月 31 日までとし、請求回数は 1 回とする。
- （5）補助金の交付は、月末までに受理した請求書を審査のうえ、適正と認めた場合に、原則として翌々月の 10 日に請求者の共済組合員専用口座に送金する。

【お願い】

パスポート購入代金は、通常の「選択型福利厚生（兼宿泊保養施設利用補助）事業」（請求：年度内 1 回、限度額：10,000 円）の対象でもあります。

「パスポート助成」（1 枚あたり 1,000 円）を受け、残りの自己負担分を「選択型福利厚生（兼宿泊保養施設利用補助）事業請求書」で請求する場合、領収書は写しを添付し、原本は「パスポート助成金請求書」に添付と記載してください。